

外郭団体に関する特別委員会資料

令和 6 年 度

公立大学法人 神戸市看護大学
事業概要

健 康 局

目 次

I	法人設立の趣旨	1
II	法人の概要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設 立 年 月 日	2
4	資 本 金	2
III	法人の機構・教職員数	3
1	機 構	3
2	教 職 員 数	4
3	役 員	5
IV	公立大学法人神戸市看護大学定款	6
V	令和5年度事業報告	14
1	事業の概要	14
2	損益計算書	21
3	貸借対照表	22
4	損益明細書	23
5	純資産変動計算書	24
6	キャッシュ・フロー計算書	25
VI	令和6年度事業計画	26
1	事業計画	26
2	経営改善の取組み状況	28
3	予定損益計算書	29
4	予定損益明細書	30
5	資金計画	31
VII	主要事業の推移（令和4年度～6年度）	32

I 法人設立の趣旨

神戸市看護大学は、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成8年4月、4年制看護大学設置が強く求められる中、神戸市看護大学が開学し、平成12年4月、高度な臨床能力をもつ看護専門職や教育者・研究者・管理者の人材養成に資するとともに、看護学研究のさらなる推進をめざし、大学院が設置された。

平成31年4月には、自律的・効率的で、透明性の高い大学運営体制を構築し、魅力的な大学づくりを推進するため、公立大学法人に移行し、中期目標で掲げた「社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ、看護人材の育成」、「学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による、大学ブランドの確立」、「業務運営及び財務内容の改善」に沿って大学運営を推進していく。

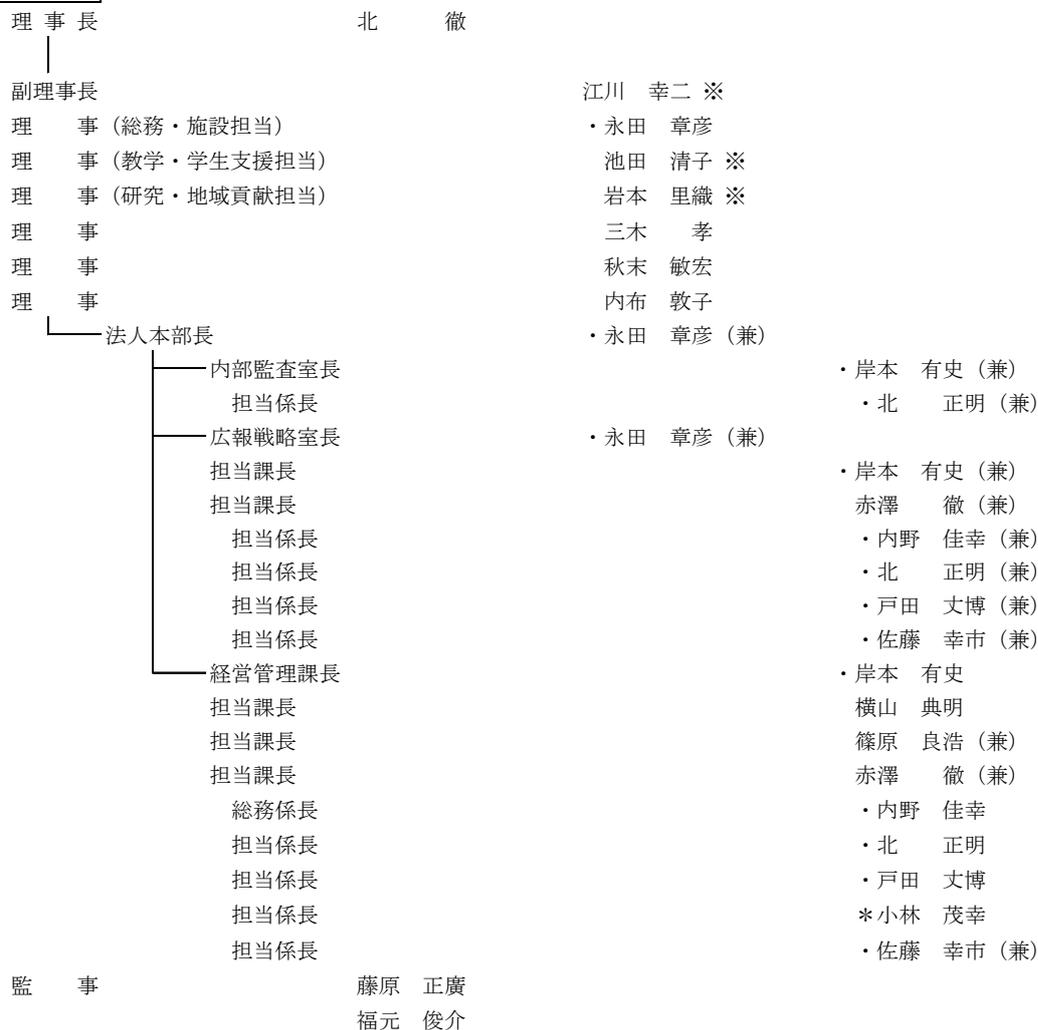
Ⅱ 法人の概要

1. 名称 公立大学法人 神戸市看護大学
2. 所在地 神戸市西区学園西町3丁目4番地
3. 設立年月日 平成31年4月1日
4. 資本金 8,340,000千円（全額本市出資）

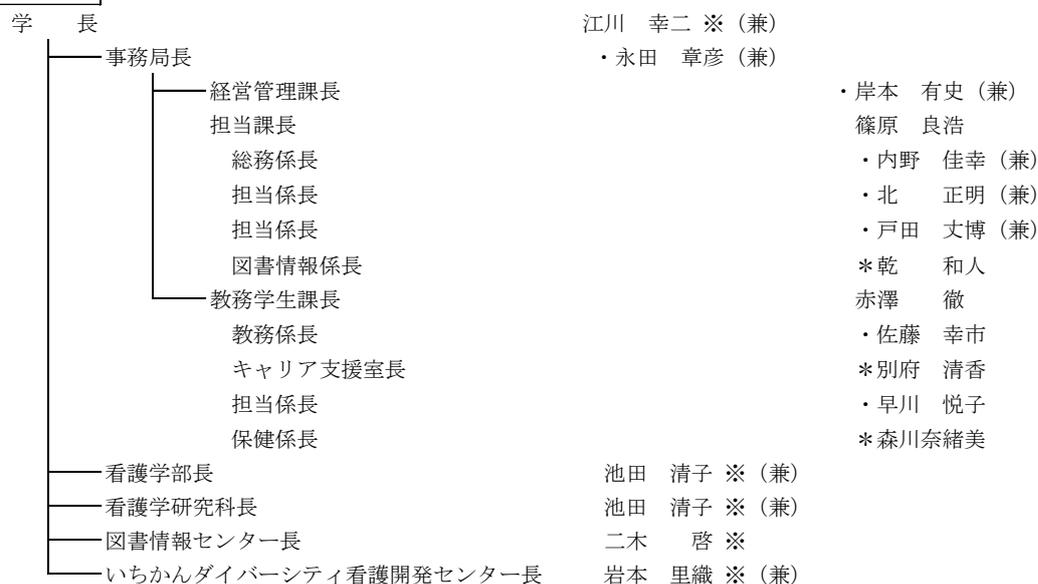
Ⅲ 法人の機構・教職員数

1. 機構 (・は神戸市派遣職員、*は神戸市再任用職員、※は教員を示す。)

法人組織



大学組織



2. 教職員数

(1) 教員数

令和6年7月1日現在

	教授	准教授	講師	助教	計
看護学科	16	13	5	22	56

(注) 副理事長1人、理事2人を含む。

(2) 職員数

令和6年7月1日現在

所属	課長級	係長級	係員	計
経営管理課	3 (1)	6 (6)	14 (3)	23 (10)
教務学生課	1 (-)	4 (4)	9 (2)	14 (6)
計	4 (1)	10 (10)	23 (5)	37 (16)

(注) () 内は神戸市派遣職員 (再任用職員含む) で内数を示す。

3. 役員

令和6年7月1日現在

役員の種類	氏名	備考
理事長	北 徹	
副理事長	江 川 幸 二	学長
理事	永 田 章 彦	総務・施設担当 法人本部長兼事務局長兼広報戦略室長
理事	池 田 清 子	教学・学生支援担当 学部長兼研究科長
理事	岩 本 里 織	研究・地域貢献担当 いちかんダイバーシティ看護開発センター長
理事	三 木 孝	
理事	秋 末 敏 宏	
理事	内 布 敦 子	
監事	藤 原 正 廣	
監事	福 元 俊 介	

IV 公立大学法人神戸市看護大学定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）とする。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、神戸市看護大学を神戸市西区学園西町3丁目4番地に設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、神戸市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を神戸市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、神戸市公報への掲載又はインターネットの利用により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情によりこれらの方法によることができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれらの方法に代えることができる。

第2章 組織

第1節 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

(役員の職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第18条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第16条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

- 5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神戸市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

（学長の任命等）

第11条 神戸市看護大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命する。

- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第71条第7項の規定により副理事長となる学長は、学長選考会議（以下「選考会議」という。）の選考に基づき、理事長が任命する。
- 3 選考会議は、次に掲げる者各3人により構成する。ただし、第1号に掲げる者については、少なくとも1人は第19条第2項第4号に掲げる者を含めることとし、第2号に掲げる者については、少なくとも1人は第22条第2項第5号に掲げる者を含めることとする。
 - (1) 第19条第1項の経営審議会を構成する委員（理事長及び副理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者
 - (2) 第22条第1項の教育研究審議会を構成する委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者
- 4 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、選考会議を主宰する。
- 6 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事の任命）

第12条 理事は、理事長が任命する。

- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、現に法人の役員又は職員である者以外の者が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第13条 監事は、市長が任命する。

（役員任期）

第14条 理事長の任期は、4年とする。

- 2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。
- 3 理事の任期は、2年とする。
- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際に法人の役員又は職員以外の者であったときの第12条第2項の適用については、その再任

の際、現に法人の役員又は職員である者以外の者とみなす。

6 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員の任命等)

第15条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任免その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第16条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(理事会の招集及び議事)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事が会議の目的である事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、理事会を主宰する。

5 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第18条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経るものとする。

(1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 神戸市看護大学の学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項

(6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(経営審議会の設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事
 - (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が選任する者
- 3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員総数の過半数とする。
 - 4 第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、それぞれ当該職の任期とする。
 - 5 第2項第4号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 第2項の委員は、再任されることができる。

(経営審議会の招集及び議事)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を記載した書面を理事長に提出して経営審議会の招集を請求したときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、経営審議会を主宰する。
- 5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経営審議会の審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項（第24条第4号に掲げるものを除く。）
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項（第24条第5号に掲げるものを除く。）
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(教育研究審議会の設置及び構成)

第22条 法人に、神戸市看護大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長（副学長を置く場合に限る。）
 - (3) 学長が指名する教育研究上の重要な組織の長
 - (4) 法人の事務局の長
 - (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が指名する者
- 3 前項第1号から第4号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。
- 4 第2項第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第2項の委員は、再任されることができる。
（教育研究審議会の招集及び議事）

第23条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 学長は、学長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を記載した書面を学長に提出して教育研究審議会の招集を請求したときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（教育研究審議会の審議事項）

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他大学の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
- (6) 教員の人事及び評価の方針に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (7) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (8) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (9) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (10) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、神戸市看護大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、及び運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金の額は、神戸市が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として神戸市が評価した価額の合計額とする。

2 神戸市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として神戸市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を神戸市に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第29条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(学長の任命に関する特例)

2 法人の成立後最初の学長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法第71条第6項に規定する者のうちから理事長が任命する。

- 3 前項の学長の任期は、4年とする。
- 4 附則第2項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとし、その任期は前項に定める学長の任期によるものとする。

附 則

変更後の定款は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。

別表（第 27 条関係）

(1) 土地

地 番	地 目	地積（平方メートル）
神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	学校用地	78,148.91

(2) 建物

名 称	所 在 地	構 造	延べ床面積 （平方メートル）
本部研究棟	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 4 階建て	4,084.49
教育棟南館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 3 階建て	2,363.23
教育棟西館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 3 階建て	2,263.58
教育棟北館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 2 階建て	2,207.77
図書館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 3 階建て	1,972.63
体育館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 2 階建て	1,518.88
学生会館	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦 2 階建て	1,985.87
音楽室・ホール	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄骨コンクリート造 陸屋根 2 階建て	1,216.46
守衛室・管理室	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建て	10.00
体育器具庫	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦平家建て	67.80
自転車置場 （東）	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板平家建て	44.10
自転車置場 （西）	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板平家建て	41.62
時計塔	神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地	鉄筋コンクリート造 瓦平家建て	31.14

V 令和 5 年度事業報告

1. 事業の概要

1 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成

看護学部教育では、看護専門職者としての多様な対象者の個別性に対応できる実践能力を開発することを目的に、シミュレーション教育、グループワーク、地域住民による「教育ボランティア」等により、各科目に適した教育を行った。大学院教育では、前期課程では研究コース、CNS（研究・高度実践看護）コース、助産学実践コース、マネジメント実践コースの4コースにおいて、高度な実践、管理、研究能力を持つ人材を育成するための研究指導を行った。また、後期課程では教育研究者、管理者の育成を目指し、看護基盤開発、看護実践開発の2領域で研究指導を行った。学生に対しては、多様な学生のニーズに対応するため、全学的な学修支援体制のもと、環境整備や生活面、健康面でのサポート、就職支援等を行った。

(1) 入学者選抜及び学部教育

①入学者選抜

学部志願者の志願倍率について、全体倍率4.4倍と、直近6年間で最も高かった昨年度(4.6倍)並みの倍率を確保した。

過去5年間の学部志願者の推移

入学年度		2020	2021	2022	2023	2024
一般選抜 前期日程	募集人数	55人	55人	55人	55人	55人
	志願者数	147人	106人	118人	166人	151人
	志願倍率	2.7倍	1.9倍	2.1倍	3.0倍	2.7倍
	実質倍率	2.5倍	1.9倍	2.0倍	2.7倍	2.4倍
一般選抜 後期日程	募集人数	15人	15人	15人	15人	10人
	志願者数	123人	167人	146人	159人	158人
	志願倍率	8.2倍	11.1倍	9.7倍	10.6倍	15.8倍
	実質倍率	3.0倍	3.5倍	1.8倍	5.0倍	4.1倍
全体 (学校推薦選 抜等含む)	募集人数	95人	95人	95人	100人	100人
	志願者数	390人	377人	386人	464人	439人
	志願倍率	4.1倍	4.0倍	4.1倍	4.6倍	4.4倍
	(100人換算)	(3.9倍)	(3.8倍)	(3.9倍)		

※令和6（2024）年度の入学者選抜においては、兵庫県立大学の授業料無償化の影響はなかった。

過去5年間の大学院志願者の推移

入学年度		2020	2021	2022	2023	2024
博士前期	募集人数	28人	28人	28人	28人	28人
	志願者数	30人	30人	38人	32人	41人
	志願倍率	1.1倍	1.1倍	1.4倍	1.1倍	1.5倍
	実質倍率	1.3倍	1.8倍	1.8倍	1.6倍	2.1倍
博士後期	募集人数	3人	3人	3人	3人	3人
	志願者数	3人	4人	6人	2人	2人
	志願倍率	1.0倍	1.3倍	2.0倍	0.7倍	0.7倍
	実質倍率	1.0倍	1.3倍	2.0倍	1.0倍	1.0倍

○優秀な学生の確保

・入学金の引き下げ

他都市の市立大学看護系学部等の入学金の状況を踏まえ、令和5（2023）年度以降の入学者の入学金を一律141千円引き下げた。

対象	引き下げ前	引き下げ後
神戸市民及びその子弟	282,000円	141,000円
神戸市外在住者	423,000円	282,000円

・高校訪問

より多くの看護師や保健師を目指す高校生に神戸市看護大学を選べるよう、市内外の高校訪問を強化し、大学のPRに取り組んだ。

令和5（2023）年度 28校訪問（令和4（2022）年度17校訪問）

・SNSを活用した受験生への情報発信

令和3（2021）年5月より、受験生向けLINE公式アカウントを開設
（登録者数：8月15日現在1,734人）

②学部教育

神戸市看護大学では、看護に関する理論及び実践の教授研究を行うことにより、豊かな人間性と幅広い視野を備えた人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的として、全国に先駆けた「地元創成看護学」の開設や、地域住民が授業や演習に参加・協力する「教育ボランティア」制度の導入など、多様で実践的なカリキュラムに基づく特色のある教育を行っている。

○災害看護

- ・「災害看護論」において、災害が人々の健康と生活に及ぼす影響、災害の準備期から発災直後及び中・長期にわたり必要となる看護活動について学び、災害看護活動に参加できる基礎的能力を習得するとともに、トリアージ訓練や避難所机上訓練を実施した。

○医療機関への実習状況

- ・医療機関への実習について、令和5（2023）年度は10医療機関（総日数783日）を対象に小児、精神、公衆衛生、総合、クリティカルケア（重症患者）、周手術期（手術前後を含めた一連の期間）、慢性病、老年の8分野での看護学実習を実施した。

○他大学との連携

- ・「大学コンソーシアムひょうご神戸単位互換制度」

神戸市看護大学の学生が市内各大学で受講でき、他大学で修得した科目の単位を、神戸市看護大学の卒業単位として認定。また、「公衆衛生学」「疫学」「医療・看護制度論」「看護管理学」について、他大学の学生の受け入れを実施した。

- ・神戸学院大学との連携

神戸学院大学と平成30（2018）年10月に大学間連携協定を締結。地域の保健医療福祉領域におけるニーズを把握し、多職種連携協働による患者・家族・コミュニティ中心のケアに寄与できるようにするため、病院・行政・訪問看護等における実務経験のある教員により、実践的な見地から指導。医師や患者等も招きながら、学部横断の学生によるグループ活動により症例について話し合い、各職種の業務や役割、多職種連携の方法について理解し、実践していく基盤を養っている。

(2) 大学院教育

- ・医療現場や地域社会における諸課題に対して実践的に解決する高い専門性を養い、地域医療のリーダーとなる人材を輩出するため、博士前期課程において研究・高度実践看護（CNS）・助産学実践・マネジメント実践の各コースを設置し、令和5（2023）年度からは、**災害の視点を取り入れた災害看護学の科目を新設して、研究者や専門看護師、助産師、認定看護管理者を育成した。**

(3) 学生への支援

- ・単科大学の魅力として学生数が少なく教員との距離が近いといった特色を生かしつつ、就職支援ではキャリア支援室職員、健康面では保健室職員の配置など、全学的に体制を整え、学生へのきめ細かい支援を実施した。

①学生のニーズの把握

- ・学生の健康と生活に関する調査

学部生と大学院生を対象として令和5（2023）年度に実施。

（学生生活全般についてのアンケート結果）

かなり満足している・ほぼ満足している 学部生 91.3%、大学院生 72.2%

（主なアンケートの項目）

生活習慣や健康状態、学内外でのクラブや友人関係などの学生生活、経済状況や進路、進学に関するもの等

②学習支援

- ・クラス担任制を採用し、学生からの質問等に応じる時間としてオフィスアワーを設ける

とともに、再履修生及び成績が平均以下の学生に対し、担任が個別指導を実施した。

③経済的に困窮している学生に対する支援

- ・授業料・入学金の減免

国の高等教育修学支援新制度による授業料及び入学金の減免（世帯収入380万円以下を対象に所得に応じて全額・2/3・1/3を減免）に加え、神戸市独自減免として世帯収入500万円以下に拡大するとともに国制度対象外の大学院生等も対象に追加した。

- ・その他、学生の申し出による授業料の納付猶予・分納への対応や市営住宅を低家賃で斡旋した。

国減免 令和5年度：延べ72名対象（令和4年度：延べ91名対象）

神戸市独自減免 令和5年度：延べ28名対象（令和4年度：延べ38名対象）

④キャリア支援

○在学生

- ・キャリア支援室を設置し、市民病院の看護管理経験のある専任職員が進路への適性についてキャリア発達との観点から学生を支援し、学生の進路全般を組織的にサポートを行っている。
- ・具体的な取り組みとして、**専任職員による市民病院群への就職促進の強化や、大学職員による市内の病院訪問など、市内の公的病院や民間病院とのネットワークの強化を図っている。**また、実習受入先の拡大や、市民病院に加えて**市内の民間病院や神戸市を含めた学生向け就職説明会を開催し、市内就職率の向上に努めている。**

○卒業生

- ・病院訪問により卒業生の就職先から情報を入手し、卒業生宛てにキャリア支援室の活用を促す手紙を送付するなど、学生が卒業後も、学生の動向の把握とつながりの維持強化に努めている。
- ・**SNSによる卒業生からの相談窓口を開設**するとともに、就職後の職場や生活について、面談（オンライン含む）、電話、LINEにより個別相談を実施した。

（個別相談の状況）

令和5（2023）年度17件/10人の転職相談やキャリア選択等の個別相談に対応。

○市内への看護人材の供給

- ・市内就職奨励金

市内医療機関等への定着の促進を図り、神戸市の看護人材の育成に寄与することを目的に、令和5（2023）年に「神戸市看護大学市内就職奨励金支給制度」を創設。

- ・令和5（2023）年3月以降の学部卒業生を対象に、市内就職のインセンティブとして、勤続年数に応じて奨励金（総額14万1千円）を支給することとしており、令和6（2024）年度より支給開始。

- ・市内定着の観点も踏まえ勤続年数（1～3年）に応じ、以下のとおり支給。

1年経過後：5万円、2年経過後：5万円、3年経過後：4万1千円

○就職支援

- ・卒業生の市内就職率向上に向けて、学生の就職支援にあたる**キャリア支援室に市民病院の看護管理経験のある専任職員を配置し、学生に寄り添った就職支援を行った。特に市内病院への就職促進を強化し、令和5（2023）年度は65.1%と独立行政法人化後最高の市内就職率を確保した。**

（参考）国家試験合格率

	2019	2020	2021	2022	2023
看護師	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%
保健師	100%	100%	100%	95%	100%

（参考）市内就職率の推移（市内就職者数/総就職者数）

2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
40.6%	49.5%	44.2%	45.7%	64.7%	51.5%	65.1%

※他都市の状況：札幌市立大学 67%、横浜市立大学 70%、名古屋市立大学 86%
大阪公立大学（旧大阪市立大学）72%、川崎市立看護大学66%

2 学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による大学ブランドの確立

地域の保健医療への貢献を目指し、多様な学術研究により、本市の政策課題に関する情報交換や、科学研究費等の競争的資金獲得に向けた各種サポートを行い、研究推進を図った。また、地域貢献、連携事業により、教育ボランティア等のコラボ教育等を推進するとともに、研修会等の開催により、地域の看護職者の資質向上と定着促進に取り組んだ。さらに、国際交流では、ベトナム・ダナン大学とオンラインによる交流イベント等を開催した。

(1) 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う学術研究の推進

本市において設立された、産官学共創による地域課題解決に向けて取り組む「大学都市神戸 産官学プラットフォーム」に参画した。また、科学研究費獲得を目指し、科研獲得プロジェクトを継続して実施し、審査経験者や新規採択者によるセミナーや、申請書作成の支援等を行った。

(2) 市民との連携、交流による地域の保健医療への貢献の推進

①地元創成看護学実習

- ・地域に根ざした看護職の育成を目指し、須磨区と西区の20地区の自治会等、地域住民の協力を得て、地域に出向いて実習を行う「地元創成看護学実習」を実施した。
- ・学生が地域住民の自宅を訪問し、生活スタイルや生活上の楽しみ、生きがい、健康に暮らすための工夫などについて話を聞かせていただき、地域住民が健康を維持するためには何が必要かを学修した。

②コラボ教育

- ・地域住民とのコラボ教育について、地域住民が教育ボランティアや地元創成看護学実習ボランティアとして講義、演習や実習などに参加した。

③「まちの保健室」「コラボカフェ」等

- ・いつでも、誰でもが気軽に立ち寄って心や体の相談ができる「まちの保健室」や、地域の子育て支援拠点である「コラボカフェ」の運営、及び、妊娠20週以降の初産婦とパートナーを対象に、沐浴や妊婦体験等を行う「プレパパ・プレママセミナー」の開催など、多様な活動を実施し、地域住民との交流や健康増進に資する活動を実施した。

まちの保健室 令和5（2023）年度：26回 195人参加
（令和4（2022）年度：24回 194人）

コラボカフェ 令和5（2023）年度：保護者 846人 こども 878人参加
（令和4（2022）年度：保護者 493名 子ども 512名参加）

プレパパ・ママセミナー 令和5（2023）年度：2回 32組
（令和4（2022）年度：2回 30組）

④リカレント教育

- ・**地元創成看護を担う看護師リカレント教育プログラムを継続して実施。**復職・就職を目指している方、非正規雇用から正規雇用やキャリアアップを目指す方、新しい職場を探している方の学び直しを支援した。

令和5（2023）年度：9月28日～12月4日 13人

（令和4（2022）年度：10月12日～12月21日 22人）

⑤教育ボランティア交流会

- ・教育ボランティアと地元創成看護学実習ボランティアが参加し、交流の機会を設けるとともに、学生も参加し、学びの過程を発表した。

(3) グローバルな視点を培う国際交流の推進

- ・シアトルでの海外看護学研修やベトナム・ダナン大学とのオンラインによる交流イベントを実施したほか、英語を母語とする教員によるEnglish Extra!（誰でも参加できる英語教室）を継続して実施した。

シアトル海外看護学研修 令和5年度：14日間23人参加
（令和4年度：14日間20人）

ダナン大学オンライン交流会 令和5年度：1回 1,2年生全員
（令和4年度：1回 1,2年生全員）

English Extra! 令和5年度：31回59人登録
（令和4年度：31回20人登録）

3 業務運営及び財務内容の改善

業務内容に応じた適正で効率的な組織運営体制の構築や職員配置を行うとともに、ICTの活用等による業務の効率化に努めた。

(1) 効率的で機動的な運営体制の構築による地域の発展への貢献

いちかんダイバーシティ看護開発センターでは、テーマごとに横断的な9グループを

設置し、教育研究活動の成果を地域社会に還元した。また、広報戦略室において、入試関連情報の分析に基づいて、高校訪問先の選定の参考にするなど、戦略的な広報を実施した。

(2) 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事組織制度の構築

法人を長期的に支える人材を確保するため、法人初の固有職員の採用を決定し、令和6(2024)年度は4人を採用した(令和10(2028)年度までに8名程度採用予定)。

(3) 教育環境の整備、充実

- ・回廊や学生会館の改修工事を実施した。
- ・教室の照明器具についてLED化を進めるとともに、トイレの照明器具についてLED化や人感センサーを導入した。

(4) 自己点検評価による質の改善、情報公開による透明性の確保

大学機関別認証評価を受審し、評価基準に適合しているとの認定を受けた。

また、法令に基づいた適正な業務運営ができるよう、モニタリングを含めた内部統制の仕組みを構築するための取組みを進め、教職員アンケートの実施や公益通報制度の整備等を行った。

(5) 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止

ハラスメント防止について、ハラスメント防止研修を実施したほか、相談窓口について、グループウェアの掲示板および学内各部署へのポスター掲示により周知した。

また、地震を想定した避難訓練を実施し、防災計画に基づいた災害本部の設置や各班の役割実行など、現実を想定したシミュレーションを行うとともに、安否確認メールを発出した。

(6) 多様な自己収入の確保、充実と業務の改善、経費の適正化

学外の団体に対する体育館の有償利用を開始した。

また、事務の効率化の取り組みとして、学内会議の見直し、会議録の簡素化、会議のペーパーレス化等に取り組んだ。

2. 損益計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用		経常収益	
業務費	1,104,688,892	運営費交付金収益	961,196,728
教育経費	131,426,061	授業料収益	245,743,235
研究経費	30,091,020	入学金収益	29,179,000
教育研究支援経費	48,900,812	検定料収益	8,581,000
受託事業費	10,503,363	補助金等収益	7,291,523
人件費	883,767,636	受託事業収益	10,503,363
一般管理費	169,730,439	寄附金収益	1,324,275
財務費用	597,514	雑益	17,172,560
支払利息	597,514		
合計	1,275,016,845	合計	1,280,991,684
臨時損失	23,167	臨時利益	613,490,591
		当期純利益	619,442,263
		当期総利益	619,442,263

※神戸市からの収入

(1) 運営費交付金 1,060,711 千円

（但し、運営費交付金債務への計上があるため、損益計算書の運営費交付金収益は
961,197 千円）

(2) 受託料 47 千円

3. 貸借対照表（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	444,100,225	（負債の部）	395,854,297
現金及び預金	417,212,550	流動負債	375,086,917
前払金	4,070,000	運営費交付金債務	130,638,031
その他未収金	22,817,675	寄附金債務	3,642,214
		未払金	157,658,623
		未払費用	5,122,592
		リース債務	13,663,650
		預り金	10,200,580
		科学研究費助成事業等預り金	45,604,512
		賞与引当金	8,556,715
固定資産	8,619,471,328	固定負債	20,767,380
有形固定資産	8,616,962,594	長期繰延補助金等	3,703,334
土地	6,420,000,000	長期リース債務	17,064,046
建物	1,639,057,285	（純資産の部）	8,667,717,256
工具器具備品	40,490,528	資本金	8,340,000,000
図書	517,414,781	資本剰余金	△384,003,658
無形固定資産	2,508,734	減価償却相当累計額	△384,003,658
ソフトウェア	2,508,734	利益剰余金	711,720,914
		目的積立金	92,278,651
		当期末処分利益	619,442,263
資産合計	9,063,571,553	負債及び純資産合計	9,063,571,553

4. 損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位：円)

科 目	収 入	内 訳				
		運営費交付金	補助金等収入	受託事業等収入	授業料等収入	その他収入
運営費交付金収益	961,196,728	961,196,728	-	-	-	-
授業料収益	245,743,235	-	-	-	245,743,235	-
入学金収益	29,179,000	-	-	-	29,179,000	-
検定料収益	8,581,000	-	-	-	8,581,000	-
補助金等収益	7,291,523	-	7,291,523	-	-	-
受託事業収益	10,503,363	-	-	10,503,363	-	-
寄附金収益	1,324,275	-	-	-	-	1,324,275
雑益	17,172,560	-	-	-	-	17,172,560
合 計	1,280,991,684	961,196,728	7,291,523	10,503,363	283,503,235	18,496,835

(2) 支出内訳表

(単位：円)

科 目	支 出	内 訳		
		人件費	物件費等	減価償却費
教育経費	131,426,061	-	114,390,550	17,035,511
研究経費	30,091,020	-	30,071,220	19,800
教育研究支援経費	48,900,812	-	40,485,199	8,415,613
受託事業費	10,503,363	8,473,014	2,030,349	-
人件費	883,767,636	883,767,636	-	-
一般管理費	169,730,439	-	165,228,670	4,501,769
財務費用	597,514	-	597,514	-
合 計	1,275,016,845	892,240,650	352,803,502	29,972,693

5. 純資産変動計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：円）

	I 資本金	II 資本剰余金		III 利益剰余金				純資産 合計
	地方公共団体 出資金	資本剰余金	減価償却 相当累計額 (-)	前期中期目標 期間繰越積立金	目的積立金	当期末処分利益	うち当期総利益	
当期首残高	8,340,000,000	-	▲ 307,622,526	-	81,453,941	10,824,710	-	8,124,656,125
当期変動額								
I 資本金の当期変動額								
出資金の受入	-	-	-	-	-	-	-	-
II 資本剰余金の当期変動額								
固定資産の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産の除売却	-	-	-	-	-	-	-	-
減価償却	-	-	▲ 76,381,132	-	-	-	-	▲ 76,381,132
III 利益剰余金の当期変動額								
(1) 利益の処分								
前期中期目標期間からの繰り越し	-	-	-	-	-	-	-	-
利益処分による積立	-	-	-	-	10,824,710	▲ 10,824,710	-	-
(2) その他								
当期純利益	-	-	-	-	-	619,442,263	619,442,263	619,442,263
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	▲ 76,381,132	-	10,824,710	608,617,553	619,442,263	543,061,131
当期末残高	8,340,000,000	-	▲ 384,003,658	-	92,278,651	619,442,263	619,442,263	8,667,717,256

6. キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 170,208,190
	人件費支出	▲ 909,837,100
	その他の業務支出	▲ 104,208,674
	運営費交付金収入	1,055,657,500
	授業料収入	226,900,935
	入学金収入	28,412,000
	検定料収入	8,581,000
	補助金等収入	6,833,171
	受託事業収入	24,056,306
	寄附金収入	215,000
	その他収入	8,699,620
	預り金等の増減	231,127
	業務活動によるキャッシュ・フロー	175,332,695
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	▲ 34,077,839
	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 34,077,839
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	▲ 15,999,364
	利息の支払額	▲ 597,514
	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 16,596,878
IV	資金増減額	124,657,978
V	資金期首残高	292,554,572
VI	資金期末残高	417,212,550

VI 令和6年度事業計画

1. 事業計画

- 1 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成
 - (1) 学部教育
これまで実施してきた広報活動と入試データとの関連を調査し、より効果的な広報について検討し、実施する。
高校訪問の訪問数を拡大して実施する。
 - (2) 大学院教育
本学卒業生、関係機関、リカレント教育修了者へ機関推薦入試制度の周知を図る。
市民病院群、民間医療機関、実習施設及び関係団体へ大学院案内を送付する。
 - (3) 学生への支援
同窓会、後援会等との連携による経済的支援方法の検討を行う。
新たな市内就職先開拓に向けて計画的に病院訪問を行うとともに、支援体制の情報収集及び学生への情報提供を行う。
市内就職奨励金制度について、各ガイダンス等を通じて広報と利用啓発を行う。
SNSを活用した卒業生相談窓口の周知及びキャリア支援を実施する。
- 2 学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による大学ブランドの確立
 - (1) 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う学術研究の推進
「大学都市神戸 産官学プラットフォーム」の「高齢社会を支える医療・介護事業の経営持続性と発展性を担う人材の育成」などのプロジェクトに参画する。
「科研獲得プロジェクト」を継続して実施し、審査経験者及び新規獲得者による講演、応募予定者の申請書作成支援等を行う。
 - (2) 市民との連携、交流による地域の保健医療への貢献の推進
看護師リカレント教育プログラムを継続して実施する。
兵庫県保健師キャリア支援センターによる保健師研修、キャリア相談等を実施する。
 - (3) グローバルな視点を培う国際交流の推進
提携大学をはじめ、海外の大学生との交流の機会となるようなイベントを実施する。
- 3 業務運営及び財務内容の改善
 - (1) 効率的で機動的な運営体制の構築による地域の発展への貢献
確立した内部統制の下でガバナンス機能とマネジメント機能が整った大学運営に取り組み。
 - (2) 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事組織制度の構築
長期的・戦略的に大学運営を支えられる固有職員を採用する。
育児休業取得や退職者が発生した際の教員の確保に努める。
 - (3) 教育環境の整備、充実
長期保全計画に基づき、緊急性や費用対効果等を考慮して優先順位を随時検討し、計画的に施設保全を進める。
 - (4) 自己点検評価による質の改善、情報公開による透明性の確保
分野別評価や機関別認証評価で付された検討課題等について、検討・改善を進める。
改修したホームページについて、的確かつ効果的な情報を提供できるよう、修正や追加の情報公開について適宜検討し、対応する。
法令に基づいた適正な業務運営ができるようモニタリングを含めて構築した内部統制を実践する。
 - (5) 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止
年次有給休暇の取得促進や心理相談室の利用案内等により職員の健康管理を推進する。

- ハラスメント防止に向けた取り組みを推進する。
- (6) 多様な自己収入の確保、充実と業務の改善、経費の適正化
より効果的で実効的な運営のための規程類の整備や事務事業見直しによる業務改善を継続して行う。
固有職員の採用も含め、新たな業務・課題に対応できる組織体制への見直しを図る。

2. 経営改善の取組み状況

理事長及び学長のリーダーシップの下、効率的で機動的な組織運営体制を構築するなど、地域の発展に貢献する大学づくりを進めていく。

(1) 令和5年度の取組み

○効率的で機動的な組織運営体制の構築

- ・理事会、経営審議会について、外部委員に参加いただきやすい環境を整備し、意見を積極的に大学運営に反映するため、対面とオンライン併用のハイブリッド会議を導入した。
- ・いちかんダイバーシティ看護開発センター運営委員会を毎月開催し、新規事業の協議や各グループの事業進捗状況の共有を通じて相互連携を図った。

○優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事・組織制度の構築

- ・人事委員会や教育研究審議会において適切に議論を行い、相応しい教員の公募を行うとともに、採用にあたっては、外部委員の意見も反映するため、教育研究審議会の審議を経てから理事長が採用を決定するよう、教員の採用等に関する規程を改正した。
- ・職員の能力向上及び組織の活性化を図るための人材育成計画として、公立大学法人神戸市看護大学職員人材育成方針を策定した。
- ・公立大学協会が構築した体系的な研修システムの積極的な活用を促すため、システムに登録されている研修コースの中から必修項目の検討を行った。

○教育環境の整備及び財務内容の改善等

- ・長期保全計画に基づき、回廊や学生会館の改修工事を行った。
- ・全教職員を対象にアンケートを実施し、大学運営における現状と課題を把握し、現状の業務執行体制や業務改善の取り組みを進めている。
- ・内部統制のモニタリング機能として重要な公益通報制度を整備するとともに、職員の労働環境の改善にもつながる休職からプレ出勤・復職に至る関係制度を一体的に整備した。
- ・業務プロセスの改善のために、職員の基礎実務の手引きを作成した。

(2) 令和6年度の取組み

○効率的で機動的な組織運営体制の構築

- ・理事長と学長がその権限・職責を十分に発揮できるよう適切な情報共有を行うとともに、確立した内部統制の下でガバナンス機能とマネジメント機能が整った大学運営に取り組む。

○優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事・組織制度の構築

- ・公立大学法人としての自律性を発揮し、大学事務における専門性の確保や中期目標を達成するため、長期的・戦略的に大学運営を支えられるプロパー職員を採用する。
- ・令和5年度に策定した職員人材育成方針に基づき、大学運営に必要な高い専門性を備えた能力を有し、大学の様々な分野で活躍する人材を育成するため、研修等の必要な取り組みを推進する。

○教育環境の整備及び財務内容の改善等

- ・長期保全計画に基づき、緊急性や費用対効果等を考慮して優先順位を随時検討し、計画的に施設保全を進める。
- ・法令に基づいた適正な業務運営ができるようモニタリングを含めて構築した内部統制を実践する。
- ・法人設立後の運営実態を踏まえ、より効率的で実効的な運営を行うことができるよう、規程類の整備や事務事業の見直しによる業務改善を継続して行う。

3. 予定損益計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用		経常収益	
業務費	1,098,884	運営費交付金収益	1,116,866
教育経費	58,574	授業料収益	216,000
研究経費	37,622	入学金収益	31,000
教育研究支援経費	45,771	検定料収益	9,000
受託事業費	10,456	補助金等収益	8,158
人件費	946,461	寄附金収益	1,000
一般管理費	217,803	受託事業収益	10,456
財務費用	2,000	雑益	15,344
合計	1,318,687	合計	1,407,824
		当期純利益	89,137
		目的積立金取崩額	15,000
		当期総利益	104,137

※神戸市からの収入

- (1) 運営費交付金 1,116,866 千円
- (2) 受託料 ー 千円

4. 予定損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位：千円)

科 目	収 入	内 訳				
		運営費交付金	補助金等収入	受託事業等収入	授業料等収入	その他収入
運営費交付金収益	1,116,866	1,116,866	-	-	-	-
授業料収益	216,000	-	-	-	216,000	-
入学金収益	31,000	-	-	-	31,000	-
検定料収益	9,000	-	-	-	9,000	-
補助金等収益	8,158	-	8,158	-	-	-
寄附金収益	1,000	-	-	-	-	1,000
受託事業収益	10,456	-	-	10,456	-	-
雑益	15,344	-	-	-	-	15,344
合 計	1,407,824	1,116,866	8,158	10,456	256,000	16,344

(2) 支出内訳表

(単位：千円)

科 目	支 出	内 訳		
		人件費	物件費等	減価償却費
教育経費	58,574	-	58,574	-
研究経費	37,622	-	37,622	-
教育研究支援経費	45,771	-	45,771	-
受託事業費	10,456	-	10,456	-
人件費	946,461	946,461	-	-
一般管理費	217,803	-	191,424	26,379
財務費用	2,000	-	2,000	-
合 計	1,318,687	946,461	345,847	26,379

5. 資 金 計 画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	1,422,713
業務活動による支出	1,292,308
投資活動による支出	130,405
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	-
資金収入	1,422,713
業務活動による収入	1,407,713
運営費交付金による収入	1,116,866
授業料・入学金・検定料による収入	256,000
補助金等による収入	7,047
受託事業等収入	10,456
寄附金収入	1,000
その他の収入	16,344
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
目的積立金取崩額	15,000

VII 主要事業の推移 (令和4年度～6年度)

1. 学生数の推移 (5月1日時点)

(単位：人)

		令和6年度					令和5年度		令和4年度		
		総定員	1年	2年	3年	4年	計	総定員	学生数	総定員	学生数
看護学部看護学科		400	100	97	96	105	398	405	409	400	405
看護研究学科	博士前期課程	56	17	25	-	-	42	56	44	56	39
	博士後期課程	9	2	2	13	-	17	9	16	9	18

2. 志願者数及び競争率の推移

区分	定員 (人)	令和6年度入学試験						令和5年度 入学試験		令和4年度 入学試験	
		志願者数		受験者数		合格 者数 (人)	入学 者数 (人)	志願者 (人)	倍率 (倍)	志願者 (人)	倍率 (倍)
		志願者 (人)	倍率 (倍)	受験者 (人)	受験率 (%)						
推薦	30	124	4.1	124	100.0	30	30	135	5.4	122	4.9
社会人 留学生	5	6	1.2	5	83.3	1	-	4	0.8	-	-
前期	55	151	2.7	149	98.7	62	60	166	3.0	118	2.1
後期	10	158	15.8	49	31.0	12	10	159	10.6	146	9.7
編入学	-	-	-	-	-	-	-	27	2.7	20	2.0
計	100	439	4.4	327	74.5	105	100	491	4.5	406	3.9

神戸市看護大学における内部統制システムの整備について

1 内部統制システム整備の経緯

令和4年度に、学生や講師の処遇に関する手続きの不備や公益通報制度の未整備などについて指摘する内部通報が本学の監事にあり、監事による臨時監査が行われた。

監査の結果、業務方法書に定める内部統制システムや業務マニュアルの未整備、規程と実務の乖離など、業務全般にわたる指摘を受けた。

指摘の背景には、法人化や近年の大学の役割の変化に事務局体制が十分に適応できず、結果として内部統制が機能不全を起こしていることがあると考えられる。そのため、組織や規程、業務プロセス、リスク管理など、内部統制の構成要素となるものを令和5年度から令和6年度までの2年間で整備し、大学の使命をより有効かつ効率的に果たすことのできる組織づくりを行っていく。

2 取組状況とスケジュール

① 令和5年度

内部統制システム整備の取組概要を策定し学内周知するとともに、教職員ヒアリングとアンケートにより、大学運営の実情と課題を把握し対応方針の検討を行った。また、学内幹部による内部統制会議を設置して主要課題の検討を行い、その結果を教授会に報告して意見を聴取するとともに学内周知を図ることとした。

その間、システムのモニタリングとして重要な公益通報制度を整備した。また、組織構造の見直しの一環としての企画担当係新設に取り組んだ。

(主な取り組み内容)

- ・内部統制会議の設置
- ・公益通報制度の整備

② 令和6年度

職員の専門性と組織の継続性の観点から、初の取り組みであるプロパー職員を採用した。大学の実情・課題に基づく内部統制システム整備の進め方について教職員研修で説明するとともに、大学のビジョン等について協議した。

その後、大学のビジョン・モットーの共有・明確化や、ガバナンス強化の観点から、数が多い委員会の構成や運営の見直しや組織図の見直し、任期付き職員で構成される事務局の中で引継ぎを適切に行っていくための業務マニュアルの作成、情報セキュリティ・個人情報の取扱いルール策定などに取り組んでおり、令和6年度中にこれらの内部統制システムの整備に向けた取り組みを完了させることとしている。

令和7年度以降については、令和6年度中に制定する内部統制規程に基づき、内部監査等により内部統制システムの運用状況のモニタリングと修正・改善を継続して行っていく。

(主な取り組み内容)

- ・プロパー職員の採用
- ・内部統制規程の制定
- ・ビジョンの策定
- ・学内委員会・組織図の見直し
- ・情報セキュリティ・個人情報の取扱いルールの策定